

居宅介護支援事業所とよおかの里
重要事項説明書

社会福祉法人 尚徳会

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

居宅介護支援事業所とよおかの里

事業所番号 第 2874400845 号

当事業所はご契約者に対して指定居宅サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族の希望をお伺いして「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービスに基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方、介護保険の申請中の方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- ①法人名 社会福祉法人尚徳会
- ②法人所在地 兵庫県豊岡市香住 1272 番地
- ③電話番号 0796-29-5533
- ④代表者氏名 大澤 和弘
- ⑤設立年月日 2002 年（平成 14 年）12 月 5 日

2. 事業所の概要

- ①事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

②事業の目的

要介護状態である利用者やその家族の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望を勘案し利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成すると共に、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう各事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うと共に、要介護者が介護保険施設の入所を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

- ③事業所の名称 居宅介護支援事業所とよおかの里

- ④事業所の所在地 豊岡市香住 1272 番地
交通機関 JR 豊岡駅より全但バス奥野行「森尾口」
「神美小学校」又は、神美経由出石行
「森尾口」下車徒歩 3 分

- ⑤電話番号 0796-26-0333
FAX 番号 0796-26-0334
ホームページアドレス <http://www.shotokukai-th.or.jp/>

- ⑥管理者氏名 上田 和浩

⑦運営方針

- (1) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して身体介護その他生活全般に渡る相談援助を行う。
- (2) 利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービス提供に努める。

3. 事業実施地域及び営業時間

①通常の実施地域 豊岡市（但東町は除く）

②営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金曜日（但し祝祭日と12月29日から1月3日は除く）
受付時間	毎週月～金曜日 午前9時から午後6時
サービス提供時間	毎週月～金曜日 午前9時から午後6時

※営業日・受付・サービス提供時間について
ご利用者、ご家族の希望があれば、上記以外の日でも対応させていただきます

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1.事業所長 (管理者)	1名		1名	1名	管理者、介護支援専門員と兼務
2.介護支援 専門員	1名		2名	1名以上	介護支援専門員

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名〔8時間×5名÷40時間＝1名〕となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

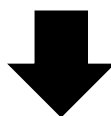
①サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

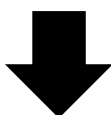
(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

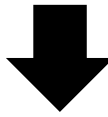
①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族に対して提供して契約者にサービスの選択を求めます。



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービスの計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービスの利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次の表にあるサービス料金の全額をいったんお支払ください。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,860 円	14,110 円

特別地域居宅介護支援加算	15%加算/月	厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 24 号）に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合		
初回加算	3,000 円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	利用者が病院に入院したその日のうちに、当該病院の職員に対して利用者に関する必要情報提供を提供。		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	利用者が病院に入院したその日の翌日または翌々日に、当該病院の職員に対して利用者に関する必要情報を提供		
退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 1 回	4,500 円	6,000 円	
	連携 2 回	6,000 円	7,500 円	
	連携 3 回	×	9,000 円	
通院時情報連携加算	500 円/月	利用者様が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/月	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に 2 回限度）		
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	24 時間連絡がとれる体制を確保し、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合		

②交通費

通常実施区域以外のお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

通常事業実施区域と通常事業実施区域外の境界から 1 kmにつき 50 円

前記②の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払ください。

6.サービスの利用に関する留意事項

①サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

②介護支援専門員の交替

(1) 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することができます。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(2) ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約の期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合、要支援認定、チェックリストによる対象となった場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画書に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ④ご契約者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご契約者やその家族に対して、ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
- ⑤居宅サービス計画の作成にあたって利用者に対して複数の指定居宅介護サービス事業者等の紹介を行います。
- ⑥当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	上田 和浩
-------------	-----	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待の防止を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等野おそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業所として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りません。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りません。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12.損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 総合賠償責任保険

※内容等につきましては、当併施設（特別養護老人ホームとよおかの里）事務所に開示しております。

13.苦情の受付について

①苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】管理者 上田 和浩 連絡先 0796-26-0333

○受付時間

毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで

※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日はお休みさせていただきます。

②行政機関その他苦情受付時間

国民健康保険団体連合	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5617 FAX 番号 078-332-5650 受付時間 (月～金) 9:00～17:15
豊岡市健康福祉部高年介護課	所在地 豊岡市立野町 12-12 電話番号 0796-24-2401 FAX 番号 0796-29-3144 受付時間 (月～金) 8:30～17:15

14.重要事項の変更

重要事項に記載した内容に変更が生じた場合は書類を交付して口頭で説明いたします。

(2008年5月1日 改訂)

(2008年6月1日 改訂)

(2009年10月1日 改訂)

(2009年11月1日 改訂)

(2012年8月1日 改訂)

(2014年12月9日 改訂)

(2015年4月1日 改訂)

(2018年4月1日 改訂)

(2018年11月22日 改訂)

(2019年2月1日 改訂)

(2019年5月1日 改訂)

(2019年10月1日 改訂)

(2020年5月20日 改訂)

(2020年5月20日 改訂)

(2020年8月1日 改訂)

(2021年4月1日 改訂)

(2023年3月1日 改訂)

(2024年4月1日 改訂)

令和 年 月 日

説明場所

時 分～ 時 分

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 尚徳会

説明者 【職名】介護支援専門員 氏名 上田 和浩 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住所 豊岡市

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名 印

(契約者との関係)

立会人 住所

氏名 印

(契約者との関係)

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については令和 年 月 日
付居宅サービス計画における秘密保持に関し、下記の場合に、その必要と
する範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画
に基づくサービス等を円満に実施する為に行うサービス担当者会議
等、各事業者との連絡調整等において必要な場合
- 2 私が、入院等、医療機関で受診する時に、医療機関に対し、個人情
報を使用する場合
- 3 事業所が契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援
助を行うに際し、必要な個人情報を使用する場合

令和 年 月 日

社会福祉法人 尚徳会 居宅介護支援事業所 とよおかの里様

契約者 住所 豊岡市
氏名 印

署名代行者 住所
氏名 印
(契約者との関係)

御家族 住所
氏名 印
(契約者との関係)